

認知症を見守る家族の皆さんへ

位置情報通知サービス利用 に対する助成を始めます。

市では、自宅に戻れなくなる心配のある認知症の人や、認知症の疑いのある人の位置情報を家族などが日常的に確認することで早期発見と安全確保につなげ、介護負担の軽減が図られるよう、GPS 端末を利用した位置情報通知サービスの初期費用を助成します。

助成内容

位置情報通知サービスの利用の初期費用（上限 11,000 円）

※対象者 1 人につき 1 回のみ助成となります。

※月々の利用料などは自己負担となります。

自宅に戻れなくなる → ご家族がスマホアプリで検索 → スマホアプリの地図に位置が出る → 無事保護



お問い合わせ先: 十和田市役所 高齢介護課 0176-51-6720(直通)

申込み

対象者

次の(1)~(3)の全ての要件を満たす人。

- (1) 本市に住所を有する人で入院または施設入所をしていない人
- (2) 十和田市徘徊高齢者等支援事業の事業対象者に利用の登録をしている人 ※1)
- (3) 介護保険料の滞納がない人

申込場所

十和田市役所 高齢介護課 高齢者総合支援係（本館1階9番窓口）

申込方法

- ① 窓口に備え付けの申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて申請してください。
(申請書は市のホームページからもダウンロードすることができます)
申請の際は申請者の本人確認ができるもの、個人番号カード、運転免許証、健康保険証等をご用意ください。
- ② 申請内容を審査したのち、助成の可否について通知します。
- ③ 助成を受けられる場合には、申請者がサービス提供事業者と契約し、初期費用を支払ったことがわかる書類の写しを添えて市に提出していただきます。支払いが済んでいることを確認した後、申請者に助成金を支払います。

※実際に初期費用を支払う人が申請してください。

※1) 十和田市徘徊高齢者等支援事業の事業対象者の利用の登録は、
十和田市高齢介護課高齢者総合支援係で登録できます。

対象登録者

- ・ 認知症等により行方不明になるおそれのある65歳以上の方
〈登録時に持参するもの〉
- ・ 申請者の認印(3親等以内の親族は省略できます)
- ・ 登録者の介護保険証等本人確認できるもの
- ・ 登録者の最近の写真



お問い合わせ先: 十和田市役所 高齢介護課 0176-51-6720(直通)

住所: 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

メール: Koreikaigo@city.towada.lg.jp